

委員会提出議案第9号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年9月29日提出

提出者

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める 意見書

厚生労働省の「令和 7 年国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は 11.0%、およそ子ども 9 人に 1 人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率は 44.7%と極めて高く、大人が 2 人以上いる世帯の相対的貧困率 6.7%を大きく上回っています。

三重県では、令和 7 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」と「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定されました。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題を抱えている状況」と捉えています。具体的な取組としては、子どもへの学習支援や安心できる居場所づくり、保護者への就労や経済的な支援等が挙げられています。貧困の連鎖を断ち切るために相談体制を今以上に充実させる取組を含め、就学・修学支援の更なる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、令和 8 年度から公立のみならず私立においても所得制限が撤廃され、全世帯が支援を受けられるようになりました。しかし、標準的な修業年限を超過した場合に、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど、改善すべき課題があります。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについても、国の責任において更に推進していくことが求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月30日

三重県亀山市議会議長 岡 本 公 秀

内閣総理大臣	高	市	早	苗	様
財 務 大 臣	片	山	さ	つき	様
総 務 大 臣	藤	井	比	早之	様
文部科学大臣	関		芳	弘	様
衆 議 院 議 長	森		英	介	様
参 議 院 議 長	関	口	昌	一	様